

第7回 定例農業委員会総会議事録（第25期）

1 日 時 令和6年1月25日（木）9時～9時31分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（11名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ④矢檜 学
⑤白濱 和利 ⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧尻無濱 俊幸
⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（7名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○石原 岩雄 ○白肌 正 ○尾上 進
○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

農業委員 ⑧馬見新 貢

5 議事日程

議案第1号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願いについて
議案第5号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 事務局長 大野 裕人
管理係長 鍋藤 雄太
主査 岩崎 展幸
主査 高口 良輔
主任 川畑 幸博
○農政課 主事 京田 雄哉

議長 (田嶋 輝男)

皆さんおはようございます。若干早いようですが、総会を始めさせていただきたいと思えます。ここで、令和5年12月1日付けで農業委員に任命されました、矢樋 学委員に、一言ご挨拶をお願いしたいと思えます。

4番委員 (矢樋 学)

今ご紹介いただきましたとおり、12月1日付けで農業委員として勤めさせていただくこととなりました矢樋と申します。2ヶ月近く経ちますが、まだまだ不慣れで戸惑うところもあるところですが、皆様からご指導いただきながら勤めてまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひします。

委員 ~拍手~

議長 (田嶋 輝男)

それでは、さっそく始めていきたいと思えます。只今、事務局より報告がありましたように、現在11名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

これより第7回定例農業委員会総会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、4番矢樋学委員、6番牛堀佐喜子委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第7回 定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3、諸報告であります。私は1月4日市役所にて仕事始め式があり、出席しました。また、10日鹿児島市で、定例常設審議委員会があり、出席しました。

以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところで報告をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 議案第1号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議

題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課（京田 雄哉）

議案第1号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和6年第1号について説明いたします。

（資料にて説明）

以上です。

議長（田嶋 輝男）

農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

なしということですが、よろしいですか。

委員 ～はいの声あり～

議長（田嶋 輝男）

お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（高口 良輔）

それでは、議案第2号についてご説明いたします。

整理番号1について、譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、譲受人の経営規模拡大によるものです。取得後は、表土を施したうえでイヌマキ等の販売用植木の苗木を植える計画で、耕作にあたっては隣地に迷惑がかからない程度で肥培管理されるとのことであり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

整理番号2について、譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、譲受人が親族である譲渡人から農地を受贈するものです。取得後は、申請地に家庭菜園をされる計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。なお、本件は、贈与による所有権移転です。

整理番号3について、譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、譲渡人の農業廃止に伴い、申請地の近隣に居住している譲受人に経営移譲するものです。取得後は、申請地で家庭菜園をされる計画であり、労働力等につきましても許可要件を満たしております。

なお、本件は、売買による所有権移転です。

つきましては、各案件ともに農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

4番委員 (矢檜 学)

議案第2号にかかる調査は、1月10日に、3番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。いずれの申請人も農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

整理番号1ですが、当該土地は第1種農地で農用地区域内農地ですよね。植樹をすることに問題ないでしょうか。

事務局 (大野 裕人)

譲受人は、造園販売用の木を植樹すると聞いております。

事務局 (鍋藤 雄太)

他市では造園業の方が販売用の植木を植樹し、適期に肥培管理し適期に販売を行い、営農行為にあたるということで、今回申請されている状況です。

議長 (田嶋 輝男)

樹園地だったら問題ないと思います。

他にございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

ないようですので、お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第3号について、ご説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、1件です。

整理番号1の案件は、一般住宅への転用を目的とする所有権移転の設定です。申請地の位置は、市役所から〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、用途地域の種類は第一種低層住居専用地域になります。申請人は、本市に居住されている〇〇 〇〇氏です。申請譲受人は、現在、借家に住んでいますが、手狭になったため申請地に住宅を建築するため、今回、申請するものです。申請地は整地され、一般住宅が建築されません。申請地の排水については、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

3番委員 (高原 熊夫)

議案第3号に係る調査結果について、報告します。調査は、1月10日に、私及び4番委員並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。申請地は、東側及び西側は宅地、北側は畑、南側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、土留め工事などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑、確認等ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

ないようですので、お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7、議案第4号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において、非農地と判断し、また本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがいまして、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8、議案第5号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第5号 令和6年 農用地利用集積計画書 第1号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和6年1月31日となります
(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

ないようですので、お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。それでは、そのほかに、皆さん方から報告などがありましたらお願いします。

委員 ~なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 時 31 分